

(地Ⅲ66F)

平成26年6月4日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

感染症法における中東呼吸器症候群（MERS）の取扱いについて

標記の件につきまして、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされました。

本事務連絡では、平成26年5月28日に開催された第4回厚生科学審議会感染症部会において、MERSの感染症法上の位置付け等について議論した結果、①MERSを二類感染症に位置付けること、②感染症法の改正までの間、MERSを指定感染症（二類感染症相当）に指定すること、③MERSを検疫感染症に追加すること等が了承され、今後、政令制定などの必要な手続（パブリックコメントを含む。）を行った上で、可能な限り速やかに指定感染症に指定するとともに検疫感染症に追加することとし、MERSを指定感染症に指定する政令の公布時においては、届出基準等の関係文書とともに改めて通知するとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 26 年 5 月 28 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症法における中東呼吸器症候群（MERS）の取扱いについて（情報提供）

日頃から感染症対策に御協力いただき、ありがとうございます。

中東呼吸器症候群（MERS）につきましては、「中東呼吸器症候群（MERS）に関する対応について（協力依頼）」（平成26年5月16日付健感発0516第2号）により、当該感染症に罹患した疑いのある患者を診察した場合の情報提供をお願いしているところです。

本日開催されました第4回厚生科学審議会感染症部会において、MERSの感染症法上の位置付け等について議論した結果、①MERSを二類感染症に位置付けること、②感染症法の改正までの間、MERSを指定感染症（二類感染症相当）に指定すること、③MERSを検疫感染症に追加すること等が了承されました。

MERSについては、今後、政令制定などの必要な手続（パブリックコメントを含む。）を行った上で、可能な限り速やかに指定感染症に指定するとともに検疫感染症に追加する方向で準備を進めています。指定感染症への指定までの間は、引き続き、平成26年5月16日付健感発0516第2号に基づき御対応をお願いいたします。MERSを指定感染症に指定する政令の公布時においては、届出基準等の関係文書とともに改めて通知します

なお、感染症部会の資料につきましては、近日中に厚生労働省ホームページに掲載される予定ですので、そちらも御参照ください。

（参考ホームページ）

○厚生労働省

- 「その他の感染症（中東呼吸器症候群（MERS）について）」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/>

- 「厚生科学審議会感染症部会」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f2q.html#shingi127717>

○国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）」

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>

健感発 0516 第 2 号
平成 26 年 5 月 16 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

中東呼吸器症候群（MERS）に関する対応について（協力依頼）

平成24年9月以降、中東呼吸器症候群（MERS）につきましては、「新種のコロナウイルスによる感染症の発生について（情報提供及び協力依頼）」（平成24年9月26日付健感発0926第1号）、「新種のコロナウイルスによる感染症の発生について（症例定義の変更）」（平成24年11月30日付健感発1130第1号）及び「新種のコロナウイルスによる感染症の国内検査体制及び日本における呼称について（情報提供）」（平成25年5月24日事務連絡）により、当該感染症に罹患した疑いのある患者を診察した場合の情報提供をお願いしているところです。

MERS については、依然として持続的なヒト－ヒト感染は見られないものの、本年4月以降、医療機関における院内感染対策の不徹底等により、医療従事者等への二次感染がアラビア半島諸国において多数発生しているほか、これに起因する輸入症例が世界各国で報告されています。このため、WHO（世界保健機関）は、全ての加盟国に対して、MERS 患者及びその接触者の探知体制や患者に関わる対応を強化すること、院内感染対策を徹底すること、国際社会と迅速な情報共有を行うこと等を改めて要請しました。

つきましては、下記事項について関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 患者に関する情報提供と症例定義の変更

- (1) 貴管内医療機関に対して、MERS への感染が疑われる患者に関する情報提供依頼について再度周知するとともに、医療機関から情報提供があった場合には、引き続き、その内容について速やかに当課まで連絡すること。
- (2) これまでに得られた科学的知見や疫学情報から、潜伏期間が2～14日程度であること、発生地域で院内感染した者の輸入例が米国等で確認されていること、感染源動物としてラクダが深く関与していること等が明らかになってきたことから、情報提供を求め

る患者の要件を次のとおり改正したので留意すること（下線部が変更点）。

（情報提供を求める患者の要件）

次のア又はイの要件に該当する患者：

ア． 38度以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変（例：肺炎又はARDS）が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していたもの

イ． 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域（※）において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はラクダとの濃厚接触歴（例：未殺菌乳の喫食）があるもの

ただし、ア又はイに該当する者であっても、他の感染症の患者であること又は他の病因が明らかな者は除く。

※対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

（3）MERS コロナウイルスによる感染症疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー及び情報提供の際に使用する参考様式を別添1及び別添2のとおり改正したので、適宜活用すること。

2 院内感染対策の徹底

貴管内医療機関に対して、1（2）の情報提供を求める要件に該当する患者の診療に当たっては、標準予防策及び飛沫感染予防策の徹底が図られるよう指導すること。

参考資料

別添1：MERS コロナウイルスによる感染症疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー

別添2：情報提供の際に使用する参考様式

（参考ホームページ）

厚生労働省「その他の感染症（中東呼吸器症候群（MERS）について）」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/>

国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>

MERSコロナウイルスによる感染症疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(※)

MERSコロナウイルスによる感染症に罹患した疑いのある患者

平成26年5月16日現在
※当該対応は、今後の状況により変更予定。

医療機関

○情報提供が必要な患者かどうかの確認(ア又はイの要件に該当する者)

ア (下記2項目を全て満たす者)

- ・発熱と急性呼吸器症状があること(ただし、①～③の要件に全て該当する重症例に限る)
 - ① 38℃以上の発熱と咳を伴う急性呼吸器症状がある
 - ② 臨床的又は放射線学的に実質性肺病変(例:肺炎又はARDS)が疑われる
 - ③ 他の感染症による又は他の病因によることが明らかな場合ではない
- ・発症前14日以内に対象地域*への渡航又は居住歴があること

イ (下記2項目を全て満たす者)

- ・発熱と急性呼吸器症状(軽症の場合を含む)があること
(ただし、他の感染症による又は他の病因によることが明らかな場合ではないこと)
- ・発症前14日以内に対象地域*において、医療機関の受診若しくは訪問歴があること、MERS確定例との接触歴があること又はラクダとの濃厚接触歴(例:未殺菌乳の喫食)があること

*対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国

- 情報提供を求める患者の要件に合致した場合の保健所への情報提供
- 主治医と保健所が相談の上、行政検査の実施の要否について、決定
- 検査を実施する場合は、検体採取(下気道検体、鼻咽頭拭い液等)

情報提供
相談

保健所
○都道府県等へ報告
(患者情報及び検査実施の有無)

報告

都道府県等
○厚生労働省
へ報告

報告

厚生労働省

○医療機関から患者検体を確保し、地方衛生研究所へ搬入

検査を実施する場合

地方衛生研究所
○リアルタイムPCR検査実施

陽性

検査実施が
困難な場合

陰性

地方衛生研究所
○保健所へ報告
○検体を国立感染症研究所
ウイルス第三部へ送付

報告

保健所
○都道府県等へ報告
○医療機関へ報告

報告

都道府県等
○厚生労働省へ報告

報告

厚生労働省

送付

国立感染症研究所
○MERSコロナウイルスの確認検査の実施
○厚生労働省(結核感染症課)・検体送付元の
地方衛生研究所へ報告

陰性

陽性

厚生労働省
○当該都道府県等へ
連絡

厚生労働省
○当該都道府県等への連絡・
調整
○公表

連絡・調整

都道府県等
○医療機関へ報告
○厚生労働省と連絡・調整
○公表

【参 考 様 式】

平成 2 6 年〇月 ※日

厚生労働省健康局結核感染症課 御中

〇〇県〇〇部〇〇課

中東呼吸器症候群（MERS）について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群（MERS）に係る情報提供がありました。

記

平成 26 年〇月〇日(〇)〇〇保健所管内〇〇病院より連絡

＜患者について（任意）＞

〇〇市（区・町）在住

性別：〇性

年齢：〇歳

職業：

基礎疾患：

＜症状の経過（分かる限りで）＞

H26.〇.〇～（帰国 or 日本入国）

H26.〇.〇～（症状・発症日）

入院日（救急搬送日）：H26 年〇月〇日

＜現在の症状等（分かる限りで）＞

現在の症状（分かる限り細かく）：

治療状況（分かる限り細かく）：

検体の有無（有の場合は種類と採取時期、無の場合は今後の採取の可否）：

他に疑われる感染症等の検査結果：

<情報提供を求める患者の要件（入力必須かつア又はイの要件に合致する場合に要情報提供）>

◇ チェック項目

ア（下記 2 項目を全て満たす者）

	発熱と急性呼吸器症状があること（以下①～③の要件に全て該当する重症例に限る）
／	① 38℃以上の発熱と咳を伴う急性呼吸器症状がある
／	② 臨床的又は放射線学的に実質性肺病変（例：肺炎又は ARDS）が疑われる
／	③ 他の感染症による又は他の病因によることが明らかな場合ではない
	発症前 14 日以内に対象地域*への渡航又は居住歴があること

イ（下記 2 項目を全て満たす者）

	発熱と急性呼吸器症状（ <u>軽症の場合を含む</u> ）があること （ただし、他の感染症による又は他の病因によることが明らかな場合ではないこと）
	発症前 14 日以内に対象地域*において、医療機関を受診又は訪問した、MERS 確定例との接触歴がある、あるいはラクダとの濃厚接触歴（例：未殺菌乳の喫食）がある

*対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

<追加検査（要件合致の場合に地方衛生研究所での以下の検査を要検討）>

遺伝子検査（リアルタイム PCR）：

→リアルタイム PCR で陽性であれば、感染研へ検査依頼。